

## 個人情報保護委員会（第248回）議事概要

- 1 日時：令和5年7月12日（水）14：40～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官

### 4 議事の概要

- (1) 議題1：トヨタ自動車株式会社による個人データの漏えい等事案に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について事務局から、資料に基づき説明を行った。

小川委員から「トヨタ自動車は日本を代表するグローバル企業だが、このような企業において個人情報の適切な安全管理が行われていなかったことは大変遺憾に思う。個人の位置情報については、一般的に、ある個人の位置情報のみでは個人情報に該当しないが、当委員会のガイドラインに記載されているとおり、個人に関する位置情報を時系列で蓄積する等で、特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当するため、適切な取扱いが求められる。位置情報は、本人にとって利便性があるだけでなく、蓄積された場合にはマーケティングデータとしても有益であることから、利活用の促進が期待されているところである。しかし、個人の行動履歴等が把握されることでプライバシー等の問題が生じてしまうことがある。そのため、このようなデータを取扱う事業者に対し、情報の取扱いについて改めて注意喚起を行うことを検討していただきたいと思う」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を準備が整い次第公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

- (2) 議題2：医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の医療情報取扱事業者である独立行政法人国立病院機構に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について事務局から、資料に基づき説明を行った。

加藤委員から「次世代医療基盤法における医療情報取扱事業者による漏えい事案は昨年度に引き続いて2件目である。特に今般の事案の原因は組織内の連絡ミスによるところが非常に大きなものであったことが認められた。今一度、本件医療情報を取り扱う全ての関係者はより一層気を引き締め

ていただきたいと考える。引き続き、厳格な情報管理を行うことによって、制度の信頼回復に努めていただきたいと思う。また、今回は医療情報取扱事業者による漏えい事案ではあるが、次世代医療基盤法の視点においては、認定匿名加工医療情報作成事業者には情報取得時の確認義務があるため、彼らも本件を自らの問題として捉え、しっかりと取り組んでいただきたいと思う」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を準備が整い次第公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

- (3) 議題3：「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案」の意見募集について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「今般の規則改正案は、国民にも地方公共団体にもメリットのある独自利用事務の情報連携の利用拡大に資するものと評価する。今後パブリックコメントに付して、広く国民の声を聞きながら、成案化していただきたいと思う。この規則改正案は、地方分権改革に関する提案の中で、地方公共団体より結婚新生活支援事業について情報連携できるよう要望があったことも踏まえたものだが、改正により当該事務の根拠となる法令の趣旨又は目的がおおむね同一である事務について、情報連携が可能となり、国民は所得証明書等の添付書類の提出を省略でき、地方公共団体においてもより多くの事務が効率化されることが期待できる。今後とも、国民及び地方公共団体のニーズを把握し、国民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化等、内容を吟味した上で、独自利用事務の情報連携の利用が一層促進されるために、必要な対応を行うことが重要であると考え」旨の発言があった。

原案のとおり、意見募集手続を行うこととなった。

以上